

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に係る運用指針（案）についてのパブリックコメントの募集結果

お問い合わせ先
国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課
03 - 5253 - 8111
(内線32986)

国土交通省では、本年10月31日から11月29日にかけて、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する運用指針（案）」について、広く国民の皆様からご意見を募集致しました。

その結果、1件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とこれに対する国土交通省の考え方について、別添のとおりまとめましたので、ご報告致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

該当箇所	意見	意見に対する考え方
7. 歴史的風致維持向上支援法人	<p>次のような表現に改めるべきものと考えます。</p> <p>「公益法人又はNPO」「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又はNPO法人」</p> <p>「公益法人等」「一般社団法人等」</p> <p>「定款又は寄附行為」</p> <p>「定款」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「公益法人又はNPO」を「一般社団法人、一般財団法人、に、「定款又は寄附行為」を「定款」に修正させていただきます。</p>
	<p>指定の申請に当たって提出させることが望ましい書類として、「登記事項証明書」を明記すべきものと考えます。</p>	<p>歴史的風致維持向上支援法人の指定の際に確認すべき書類について、技術的な助言である運用指針での記載は不要と考えています。</p>
	<p>歴史的風致維持向上支援法人が解散・消滅した場合、当該法人の指定が当然取り消しとなることを明記すべきものと考えます。</p>	<p>市町村長が指定を行った法人が解散・消滅した場合、指定は取り消しとなりますが、技術的な助言である運用指針に記載せずとも、指定の主体である各市町村にて適切な対応がとられるものと考えています。</p>